

「外務員の資格、登録等に関する規則」に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、「外務員の資格、登録等に関する規則」(以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(登録申請等の手続)

第2条 登録申請等(登録の申請及び規則第7条第1項に規定する届出をいう。以下同じ。)の申請者は、会員代表者(定款第8条第1項に規定する会員代表者をいう。以下同じ。)とする。

2 正会員の会員代表者は、本部組織における部署(以下「本部部署」という。)の長に登録申請等を行わせる旨の委任状をあらかじめ本協会に提出したときは、登録申請等を当該本部部署の長に行わせることができる。

3 正会員は、規則第4条第3項の規定により登録の申請を書面の提出による方法で行う場合には、あらかじめ所定の様式で申し出るものとする。ただし、電子情報処理組織の休止若しくは支障が発生したときにあつてはこの限りではない。

4 正会員は、規則第4条第3項の規定により登録の申請を電子情報処理組織を使用する方法で行った場合において、本協会から、同条第2項第4号に規定する書面の原本を提出するよう求められたときは、遅滞なく、当該原本を提出しなければならない。

5 正会員は、規則第4条第3項の規定により登録の申請を電子情報処理組織を使用して行った場合には、同条第2項第4号に規定する書面の原本又は電磁的記録を、登録の申請後5年間、保存するものとする。

6 この細則に定めるもののほか登録申請等に必要な事項は、別に定める。

(電子情報処理組織による登録申請等)

第3条 正会員は、電子情報処理組織を使用して登録申請等を行う場合には、本協会が別に定めるところにより、次に掲げる事項を当該正会員の使用に係る電子計算機から入力して行わなければならない。

1 登録申請等において書面等に記載すべきこととされている事項(次号に掲げる事項を除く。)

2 登録の申請を行う場合にあっては、規則第4条第2項に規定する書面及び書類(以下、総称して「添付書類」という。)に記載されている事項又は記載すべき事項

2 前項に基づき、添付書類に記載されている事項をスキャナーを用いて入力するときは、正会員は、スキャナーを用いて添付書類に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録に当該ファイルに記録した日時及び記録された事項が添付書類に記載されている事項と相違ない旨を記録して行わなければならない。

3 第1項の規定により行われた登録申請等は、本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に本協会に到達したものとみなす。

(電子情報処理組織による通知)

第4条 本協会が、規則第5条第2項に規定する通知を電子情報処理組織を使用して行うときは、同条第1項の規定により登録をした旨その他本協会が必要と認める事項を本協会の使用に係る電子計算機から入力し、本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する。

2 前項の規定により行われた通知は、正会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該正会員に到達したものとみなす。

(審問の手続)

第5条 本協会は、規則第6条第2項の規定により審問を行う場合には、審問の期日、場所及び審問事項を記載した書面により、会員代表者に通知する。

2 前項の審問は、会員代表者の出席を求めて行う。ただし、会員代表者が出席できない場合には、内部管理統括責任者（「内部管理統括責任者等に関する規則」第2条に規定する内部管理統括責任者をいう。）が代わって出席することができる。この場合には、当該内部管理統括責任者が、当該審問について正会員を代表する者である旨の委任状を持参しなければならない。

(外務員の職務禁止措置の解除の申請に係る記載事項)

第6条 規則第14条に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 1 外務員の職務禁止措置（規則第12条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する外務員の職務禁止措置をいう。以下同じ。）の解除の申請を行おうとする正会員の商号又は名称
- 2 解除の申請に係る外務員の職務禁止措置者（規則第12条第2項に規定する外務員の職務禁止措置者をいう。）についての次に掲げる事項
 - イ 氏名及び生年月日
 - ロ 外務員の職務禁止措置の決定の内容及び年月日
 - ハ 解除の申請の理由
 - ニ 解除の申請の年月日

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。